

# 資料1

## 建設キャリアアップシステム処遇改善推進中部協議会の趣旨

---

## 1. 趣旨

建設業における社会保険加入の推進については、平成24年度より「社会保険未加入対策推進中部協議会」、平成29年度より「建設業社会保険推進中部連絡協議会」を開催し、社会保険加入対策を中心に取組んできたところ。

こうした取組を通じ、建設業における社会保険加入状況は着実に改善してきたが、将来にわたり建設業の担い手を確保していくためには、社会保険加入を含めた建設技能者の更なる処遇改善の取組が必要として、平成30年度より「建設業社会保険推進・処遇改善中部連絡協議会」を設置して、社会保険加入の徹底に加えて、建設キャリアアップシステム(以下CCUSとする。)の普及推進や適切な賃金水準の確保などの取組をおこなってきた。

近年、本協議会では社会保険加入に限ることなく、技能者の処遇改善を総合的に図る観点から、CCUSの推進・適切な賃金水準の確保も含めて情報共有、意見交換を求める場となっており、改めて、登録・利用が着実に進んでいるCCUSの普及・活用を通じた技能者の処遇改善を進めるべく、官民の推進体制として「建設キャリアアップシステム処遇改善推進中部協議会」として設置することとした。

今後もCCUSを通じて社会保険の加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建設業退職金共済の普及など、技能者の処遇改善に資する取組を推進していく。

## 2. 主な活動内容

- ・CCUSの活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保等の取組を進める上での課題に関する意見交換。
- ・CCUSの活用を通じた処遇改善に関する取組方針についての協議・確認、処遇改善の推進に向けた周知及び啓発。

## 3. 構成団体等

本資料2頁のとおり



# 建設キャリアアップシステム処遇改善推進中部協議会(案) 構成団体

## 一般土木建築工事業

- (一社) 岐阜県建設業協会
- (一社) 静岡県建設業協会
- (一社) 愛知県建設業協会
- (一社) 三重県建設業協会
- (一社) 日本建設業連合会 中部支部
- (一社) 愛知県土木研究会

## 土木工事業

- (一社) 日本建設機械施工協会 中部支部
- (一社) 日本運動施設建設業協会 中部支部
- (一社) 日本海上起重技術協会 中部支部

## 造園工事業

- (一社) 日本造園建設業協会 中部総支部
- (一社) 日本造園組合連合会 東海ブロック

## 舗装工事業

- (一社) 日本道路建設業協会 中部支部

## 型枠大工工事業

- (一社) 日本型枠工事業協会 東海支部

## とび工事業

- (一社) 日本建設躯体工事業団体連合会 東海建設躯体工業会

## 土工・コンクリート工事業

- (一社) 全国クレーン建設業協会 愛知支部
- (一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会 東海地区コンクリート圧送有限責任事業組合
- (一社) 日本アンカー協会 中部支部
- ダイヤモンド工事業協同組合 中部支部
- (一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会 中部支部
- (一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会 中部支部
- (一社) 日本機械土工協会 中部支部

## 鉄筋工事業

- 愛知鉄筋業協同組合
- 全国圧接業協同組合連合会 中日本圧接業協同組合

## タイル工事業

- (一社) 全国タイル業協会 中部支部

## 左官工事業

- (一社) 日本左官業組合連合会 東海ブロック会

## 塗装工事業(道路標示・区画線工事業を除く)

- 全国マスチック事業協同組合連合会 中部マスチック事業協同組合
- (一社) 日本塗装工業会 中部ブロック

## 内装工事業

- 日本建設インテリア事業協同組合連合会 中部建設インテリア事業協同組合
- (一社) 全国建設室内工事業協会 中部支部
- 日本室内装飾事業協同組合連合会 中部ブロック会

## ガラス工事業

- 全国板硝子工事協同組合連合会 東海板硝子工事協同組合

## 防水工事業

- (一社) 全国防水工事業協会 中部支部

## 一般電気工事業

- (一社) 日本電設工業協会 東海支部

## 一般管工事業

- (一社) 日本空調衛生工事業協会 東海支部
- (一社) 日本配管工事業団体連合会 中部配管工事業協同組合
- 全国管工事業協同組合連合会 中部ブロック

## 熱絶縁工事業

- (一社) 日本ウレタン断熱協会 東海ウレタン断熱協会
- (一社) 日本保温保冷工業協会 東海北陸保温保冷工業協会

## 道路標識設置工事業

- (一社) 全国道路標識・標示業協会 中部支部

## 冷暖房設備工事業

- (一社) 全国ダクト工業団体連合会 中部ダクト工業協同組合

## その他建設業関係登録団体

- (一社) 建設産業専門団体 中部地区連合会
- (一社) 日本潜水協会 中部支部
- (一社) 全国特定法面保護協会 中部地方支部
- (一社) マンション計画修繕施工協会 中部支部

## 建設業に関する団体

- 全国社会保険労務士会連合会 中部地域協議会
- 全国建設労働組合総連合 東海地方協議会
- 日本行政書士会連合会 中部地方協議会
- 静岡県行政書士会

## 行政関係機関

- <社会保険部局>
  - 東海北陸厚生局 年金調整課
  - 日本年金機構
- <労働保険部局>
  - 岐阜労働局 総務部 労働保険徴収室
  - 静岡労働局 総務部 労働保険徴収課
  - 愛知労働局 総務部 労働保険適用・事務組合課
  - 三重労働局 総務部 労働保険徴収室
- <建設業部局>
  - 岐阜県 県土整備部 技術検査課
  - 静岡県 交通基盤部 建設支援局建設業課
  - 愛知県 都市・交通局都市基盤部 都市総務課
  - 三重県 県土整備部 建設業課
  - 中部地方整備局 建政部 建設産業課

建設業関係団体:44団体  
 その他関係する団体:4団体  
 行政関係機関:11機関

## 社会保険未加入対策推進中部協議会

- 第1回 平成24年 8月 6日 社会保険未加入対策、社会保険加入促進計画の策定について
- 第2回 平成25年11月11日 社会保険加入促進計画の公表、標準見積書の活用状況（法定福利費の確保など）、社会保険未加入業者への行政の取り組み
- 第3回 平成27年 3月10日 社会保険未加入対策に関連する各種調査の結果について、許可行政庁による社会保険等未加入業者への加入指導状況、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂
- 第4回 平成28年 2月 5日 社会保険加入対策に関連する調査、加入促進計画に基づく各団体の取り組み状況
- 第5回 平成28年 7月20日 社会保険未加入対策の強化について

## 建設業社会保険推進中部連絡協議会

※社会保険未加入対策の目標年次(5年)を迎え、更なる加入徹底の取組を展開するため、名称変更。

- 第1回 平成30年 2月 8日 平成29年度の取組状況について、社会保険加入等の状況

## 建設業社会保険推進・処遇改善中部連絡協議会

※従来の社会保険加入徹底に加えて、適切な賃金水準の確保等による担い手確保のために技能者の処遇改善が必要なため、前協議会から改組。

- 第1回 平成30年 8月29日 社会保険加入対策について、CCUSの普及促進、建設業における賃金等の状況について
- 第2回 令和2年12月18日【書面開催】「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の改訂、CCUSの普及促進、中部ブロック監理課長等会議における社会保険等未加入業者対策の徹底、請負代金内訳書への法定福利費明示の取組等協力依頼事項の情報提供

## 建設キャリアアップシステム処遇改善推進中部協議会規約（案）

（名称）

第1条 本協議会は、建設キャリアアップシステム処遇改善推進中部協議会（以下「中部協議会」という。）という。

（目的）

第2条 中部協議会は、行政、建設企業その他建設業に関わる者が一体となって建設業における建設キャリアアップシステム（以下、CCUS）の普及・活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建設業退職金共済（以下、建退共）の普及等に向けた取組を進める上での課題、取組方針等を協議するとともに、関係者の取組状況の定期的な情報共有を図ることにより、建設業における処遇改善の取組を総合的かつ継続的に推進することを目的とする。

（活動内容）

第3条 中部協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 CCUSの活用を通じた社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保並びに建退共の普及の取組を進める上での課題に関する意見の交換
- 二 その他、CCUSの活用を通じた処遇改善の取組を進める上での課題に関する意見の交換
- 三 CCUSの活用を通じた処遇改善に関する取組方針についての協議・確認
- 四 CCUSの活用を通じた処遇改善の推進に向けた周知及び啓発
- 五 関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換
- 六 その他中部協議会の目的を達成するために必要な活動

（構成員）

第4条 中部協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 建設業団体
  - 二 建設業に関係する団体
  - 三 愛知県、岐阜県、三重県、静岡県
  - 四 厚生労働省 東海北陸厚生局
  - 五 愛知労働局、岐阜労働局、三重労働局、静岡労働局
  - 六 国土交通省 中部地方整備局
  - 七 日本年金機構
  - 八 その他協議会が必要と認める者
- 2 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長に承認を得て構成員となる。

（会長）

第5条 中部協議会に会長及び会長代理を置く。

- 2 会長は、中部地方整備局建政部長とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、運営を統括する。
- 4 会長代理は、中部地方整備局建設産業調整官とする。
- 5 会長及び会長代理の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(協議会の招集)

第6条 中部協議会の招集は、会長が行う。

- 2 協議会は、年1回以上開催する。

(ワーキンググループ)

第7条 協議会の円滑な運営に資するため、協議会にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、第4条第1項に掲げる構成員のうち、会長が決定した者により組織する。
- 3 ワーキンググループは、必要があると認めるときは、前項に掲げた者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 ワーキンググループに関して必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

(事務局)

第8条 中部協議会の事務は、国土交通省中部地方整備局建政部建設産業課が行う。

(雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、中部協議会の運営に必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

- 2 中部協議会開催に係る諸謝金及び交通費等の支払いについては行わない。

附 則

この規約は、平成24年8月6日より施行する。(平成30年2月8日、平成30年8月29日、令和4年2月16日一部改訂)